

カップリングパーティーin 柏原 規約

【第1条】 目的

柏原市商工会青年部（以下主催者）では、柏原市の少子化対策の一環と独身男女の出会いの一助になればという思いから、本パーティーを開催致します。柏原市の魅力を多くの人に知ってもらうこと、結婚したいという気持ちはあるが出会いが少ないという方の声に応えることを目的に、活気あふれる街「柏原市」を目指し実施します。

なお、主催者は、本パーティーにおける参加者間の紛争、トラブルについては一切責任を負いませんので、あらかじめご了承ください。

【第2条】 参加資格

1. カップリングパーティー当日時点で男女共、20 歳から 39 歳までであること（学生不可）
2. 独身であること
3. 服装は男女とも、清潔感があり自分らしさを見せられる服装
4. 柏原市に興味があり、結婚に前向きであること
5. 氏名・電話番号等の申告事項を偽らないこと
6. 本規約に同意していること

【第3条】 運営側の守秘義務

主催者は、登録内容の中で非公開個人情報部分に関しては、利害関係のない第三者に開示または漏洩しないものとします。

【第4条】 本規約の変更

主催者は、参加者の事前の承諾を得ることなく本規約を変更することができ、参加者はこれを承諾するものとします。

【第5条】 料金規定

参加者は、男性 5,000 円、女性 4,000 円を支払うものとする

お支払い頂いた参加費は、いかなる理由においても返金しないものとさせていただきますのでご了承ください。やむを得ない理由で、欠席した場合も同様といたします。

主催者の都合により本パーティーが開催されなかった場合は例外的に返金します。

【第6条】 運営側の免責事項

主催者は、この事業において提供する情報等の正確性または特定の目的への適合性等について一切責任を負わないものとする。

参加者同士、あるいは第三者との間で紛争が生じた場合は、参加者は自己の費用と責任において解決するものとし、主催者及び共催者（以下主催者等）は一切責任を負わず、また参加者は主催者等に損害を与えないものとします。

参加者規約をお読みいただかなかったことにより参加者に不利益が生じても主催者等は一切責任を負わないものとします。

本申込みにクーリングオフは適用されませんのでご注意ください。

【第7条】 損害賠償

参加者が本規約に違反し、または不正もしくは違法な行為によって主催者等に損害を与えた場合、主催者等は、当該参加者に対して損害賠償を請求することができるものとします。

性別を偽り参加した場合や既婚者が参加した場合、主催者等の信頼を著しく損ねたものとして当該参加者は損害金を負担する責めを負うものとします。

【第8条】 禁止事項

1. 本規約を遵守しない旨を公言することを禁止します。
2. 申込時または申込後に虚偽の申告、申請をすることを禁止します。
3. 参加料等の支払を拒否することを禁止します。
4. 公序良俗に反する行為を禁止します。
5. 著作権を侵害することを禁止します。
6. 営利目的、営業活動、宗教活動等を目的とする行為を禁止します。
7. 他の参加者や第三者のプライバシーを侵害し、また誹謗中傷、名誉を傷つける行為を禁止します。
また参加者は、この事業に参加し知り得た情報をその終了後も自己または第三者のために使用したり、または開示してはならないものとします。
8. 主催者、または、主催者等の関係者、他の参加者に対し、暴言及び暴言と判断される文言（判断の基準は公開いたしません）、嫌がらせ及び嫌がらせと判断される文言（判断基準は公開いたしません）等を直接相手に言うまたは間接的に伝える行為を禁止します。
9. この事業の運営その他の主催者等の活動を妨げる行為を禁止します。
10. 他の参加者から苦情があった場合は強制的に不参加とする場合があります。但し、参加者の氏名は公表しません
11. 法令に違反する行為を禁止します。
12. 本規約に違反する行為を禁止します。
13. 本パーティーは飲酒禁止の為、**アルコール類の提供及び持ち込みは禁止とさせていただきます。**
14. その他、前各号に該当するおそれのある行為、またはこれに類する行為を禁止します。